

登録規程（2021年度版）

公益社団法人 日本ホッケー協会

<登録の義務>

1. 公益社団法人日本ホッケー協会(以下「JHA」という)に所属するチーム及び構成員(監督、コーチ、選手、その他役員)は、2. に規定する種別に大会申込時までに登録を完了しなければならない。未登録のチーム及び構成員は、JHA主催の大会及びそれに準じる大会(国民体育大会ブロック大会等)に出場することはできない。

構成員(監督、コーチ、選手、その他役員)の登録は、「選手」もしくは「チームスタッフ」の2種類とし、そのどちらかまたは両方に登録することができる。

なお、チームの構成が通常活動するチームと編成が異なる可能性のある、国民体育大会(ブロック大会を含む)、中学11人制大会、ジャパンリーグにおいては、【別表(追加登録の具体例)】に従い登録を行う。平成29年度まで認めていた「一般男女」の登録者が、全日本マスターズ大会に参加する場合の登録免除は廃止し、必ず「マスターズ」種別にも登録すること。

また、「手当者」の兼務については、【別紙「監督・選手・コーチの兼務について(2018.7.7.通知)」】に則り行うこと。

<登録の種別>

2. 登録の種別は次のとおりとする。

(1) 一般男子	(7) 中学男子	(13) 国体(成年種別)
(2) 一般女子	(8) 中学女子	(14) 国体(少年種別)
(3) 大学男子	(9) スポ少男子	(15) 中学11人制
(4) 大学女子	(10) スポ少女子	(16) ジャパンリーグ
(5) 高校男子	(11) マスターズ男子	(17) マスターズ
(6) 高校女子	(12) マスターズ女子	

※(13)から(17)は個人登録用の種別

※(13)(14)の国体は、ブロック大会も該当する

※H J Lの大学チームに参加する社会人選手は、(16)ジャパンリーグで登録する

＜登録の手続＞

3. 本年度の登録（以下「年度登録」という）は新登録システムにより、5月20日までにJHAへの登録を完了しなければならない。年度登録は、別に定める電子登録と登録料の納入（コンビニ決済もしくはクレジットカード決済のいずれか）によって完了する。なお、前述2通りの方法による決済ができない場合には、事前にJHAに相談すること。

また、今年度より、年度当初のチーム登録は下記の通り1次・2次の2回の期日を設ける。

・1次締め切り・・・4月20日（火）

・2次締め切り・・・5月20日（木）

※1次締め切りは、5月末から行われる高校のインターハイ都道府県予選に「登録証」の発送を間に合わせるために設けている。

＜追加登録・登録変更＞

4. 追加登録・登録変更は次のとおりとする。

(1) 新しく結成されたチームは、都道府県協会がその事実を審査のうえ証明書を添えてJHAへ登録することができる。

(2) 登録構成員に追加あるいは変更のある場合は、前項3.〈登録の手順〉と同様の方法により、電子登録と登録料の納入（コンビニ決済もしくはクレジットカード決済のいずれか）によって遅延なくJHAに届け出ること。

「登録証」の発行は、1年を通じ毎月20日〆切、月末発送とする。

(3) 選手の移籍については、別に定めるところによる。

＜外国人選手＞

5. 外国人の取り扱いは次のとおりとする。

外国人選手（以下「外国人」という。）の登録手続は、次の通り行うものとする。

(1) 外国人とは、日本国の国籍を持たないものをいう。

ただし、日本の学校教育法に基づく中学校または高等学校を卒業した者を除く。

(2) 全日本選手権およびホッケージャパンリーグに出場する外国人選手は、次のいずれかの書類の写しを試合に出場する3日前までにJHAへ提出すること（電子メールで可）。

ただし、ホッケージャパンリーグについては、当該年度のHJL・レギュレーションに従って登録手続を行うこと。

① 所属先の記された書類と就労ビザの写し

- ② 居住する市町村が発行する外国人登録の写し
 - ③ 登録学校の在学証明書の写し
 - ④ 留学ビザの写し
- (3) 年度登録の外国人数は、無制限とする。
- (4) 外国人の全国大会参加に係る大会実施要項の取扱い
外国人の大会参加については、次のとおり大会実施要項に明記する。
「大会エントリーの外国人数は無制限とし、スターティングリストは2名以内とする。」
- (5) 全国高等学校選抜大会及び全国高等学校総合体育大会については、全国高等学校体育連盟の規定に基づく。

＜その他、登録の留意事項＞

6. その他、登録の留意事項

- (1) 年度登録に関しては、人数および登録者居住地の制限はない。
- (2) 選手は同一種別に属する複数のチームに登録することはできない。
- (3) 選手の複数種別の登録については、一般種別とマスターズ種別のみ認める。
- (4) 大学生が一般種別に登録することを認める。
- (5) 選手が同一年度内に、登録種別を変更することはできない。
(※例:年度当初に一般種別に登録した選手が、同一年度内に大学種別に登録変更できない。)
- (6) 国民体育大会(ブロック大会含む)・中学11人制大会について、いずれかの《登録の種別》に登録していれば参加可能である。ただし、「選手」登録していた者が「チームスタッフ(監督・コーチ・その他役員)」として出場する場合や、その逆に「チームスタッフ(監督・コーチ・その他役員)」として登録していた者が「選手」として出場する場合には、【別表(追加登録の具体例)】に従い《登録の種別》(13・14)国体の部、(15)中学11人制、(16)ジャパンリーグに登録しなければならない。
※ 全国スポーツ少年団大会、全日本中学生大会、インターハイ、高校選抜大会において、学校代表者(学校長等)については特例として各大会の実行委員会に申請することによりベンチ入りができる。その場合、実行委員会がADカードを発行する。
※ 全国スポーツ少年団大会、全日本中学生大会、インターハイ、高校選抜大会における「チームスタッフ」の制限については、所轄団体等との規程を踏まえて、実施要項もしくは大会レギュレーションで定める。
- (7) H J Lの大学チームに参加する社会人選手のために、登録種別(16)「ジャパンリーグ」を設けている。

<年度登録料>

7. 年度登録料は、チーム登録料、役員・選手個人登録料からなる。

種 別	チーム登録料	役員・選手個人登録料(1人当たり)
一般男子・一般女子	45,000円	チームスタッフ1,400円 選手1,400円
大学男子・大学女子	35,000円	チームスタッフ1,400円 選手1,300円
高校男子・高校女子	30,000円	チームスタッフ1,400円 選手 200円
中学男子・中学女子	6,000円	チームスタッフ1,400円 選手なし
スポーツ少年団男子・スポーツ少年団女子	1,000円	チームスタッフ1,400円 選手なし
マスターズ男女	なし	チームスタッフ1,400円 選手1,400円
・国体(含:ブロック予選) ・中学11人制 ・ジャパンリーグ ・マスターズ	※左記大会における 個人登録用種別	チームスタッフ 3,000円 選手 3,000円(一般、大学、H J L、マスターズ) 1,000円(中学、高校)

<登録証の再発行>

8. 紛失等の理由による「登録証」の再発行手続きについては下記の通りとする。

- (1) 追加登録と同様の手順(当規程4、参照)により行う。
- (2) 「登録証」の再発行については、再発行手数料として下記の金額を徴収する。
 - ・高校生以下 500円(都道府県協会までの送料込み)
 - ・大学生以上(マスターズ含) 1,000円(都道府県協会までの送料込み)
- (3) 大会当日に「登録証」を持参していない(忘れた・紛失した)場合
 - ・大会実行委員会により、当該者の登録状況を確認した後に、当該大会のみ有効の「登録証明書」を大会TDが発行する。
 - ・この際、発行手数料として500円を徴収する。

<審 査>

9. 登録に関する審査はこの規程にもとづいて都道府県協会が行い、J H A の承認を得るものとする。

＜チーム移籍＞

10. チーム移籍は次のとおりとする。

(1) 一般種別（ホッケージャパンリーグ加盟チームを除く）の移籍について

年度内に選手が所属チームを変更する場合（移籍）は、新所属チームは旧所属チームの同意書を添付して、JHAに通知しなければならない。

※全国大会の予選会の大会参加申込書に記載されている選手は、その全国大会に別のチームで出場することはできない。

※全日本社会人選手権大会、全日本学生ホッケー選手権大会の大会参加申込書に記載されている選手は、同年度内に開催される全日本選手権大会に別のチームで出場はできない。

(2) ホッケージャパンリーグ加盟チーム間の選手移籍について

① ホッケージャパンリーグ加盟チームに一度でも選手登録された選手は、同一年度内は他のホッケージャパンリーグ加盟チームに移籍することはできない。

② ホッケージャパンリーグ加盟チームに選手登録された選手が、翌年度に別のホッケージャパンリーグ加盟チームに移籍する場合は、移籍前後の両チームの代表者と本人（未成年者の場合は保護者も含む）の三者による「同意書」をホッケージャパンリーグに提出し、ホッケージャパンリーグが認めた場合のみ移籍を認める。

③ ②において選手が移籍を希望するものの、移籍前のチームから「同意書」が得られなかった場合は、移籍前のチームを退部した日から1年を経れば「同意書」がなくても移籍後のチームに選手登録できる。

④ ②において、高校生および大学生が卒業に伴い翌年度の所属チームを変更する場合には適用しない。すなわち「同意書」がなくても所属チームを変更できる。

⑤ ホッケージャパンリーグ加盟チーム間の移籍に関する疑義が生じた場合は、ホッケージャパンリーグがJHAと協議のうえ決定する。

(3) その他

移籍に関する疑義については、JHAが決定する。

＜その他＞

11. この規程に定めのないものについては、その都度JHAが決定する。

＜付 則＞

12. この規程は、2021年4月1日より施行する。